

宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

資料1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の概要等について

1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律について

(1) 法律の目的と概要

地方分権の進展に伴い地方行政の高度化・専門化が進む中で、地方公共団体においては、公務部内では得られにくい高度の専門性を備えた民間の人材を活用する必要性や期間が限定される専門的な行政ニーズへの効率的な対応の必要性等が高まっていることにかんがみ、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、地方公共団体の一般職の職員の任期を定めた採用に関する事項について定めたもの。

(2) 条文の抜粋（条例案に係る箇所）

(職員の任期を定めた採用)
 第3条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。
 (任期)
 第6条 第3条第1項又は第2項の規定により採用される職員の任期は、5年を超えない範囲内で任命権者が定める。
 第7条 任命権者は、条例で定めるところにより、第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（中略）の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 給与制度について

任期付職員の給与は、地方公務員法第24条（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）及び地方自治法第204条（給料、旅費及び諸手当）の規定に基づき各地方公共団体の条例で定めます。条例を定めるに当たっては、国家公務員の任期付職員の給与体系を参考としつつ、地域の実情等を踏まえ、適切な措置を講ずる必要があります。

国家公務員においては、勤勉手当を支給しない代わりに特別職と同率の期末手当を支給し、管理職手当相当額は俸給月額に含まれると解されていますが、宝塚市においては、一般職の地方公務員であること、高度な専門的能力の発揮に期待し、かつ成果を評価する考えであることから、勤勉手当を支給することとします。管理職手当についても、一般職の地方公務員であることから支給することとし、給料月額については国の俸給月額から管理職手当相当額を除いた額とします。

(1) 国家公務員における任期付職員の俸給月額等と宝塚市における給料月額

号給	国家公務員		宝塚市
	俸給月額 A	管理職手当相当額 B	給料月額 (A-B)
1	375,000円	59,500円	315,500円
2	422,000円	72,700円	349,300円
3	472,000円	72,700円	399,300円
4	533,000円	72,700円	460,300円
5	608,000円	88,500円	519,500円
6	710,000円	117,100円	592,900円
7	830,000円	130,300円	699,700円

(2) 宝塚市において支給する手当の種類（斜字は国家公務員の場合は支給されないもの）

地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職手当、単身赴任手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当